

## 東福寺塔頭靈源院 永代供養墓「合掌」使用規程

靈源院（以下当院）の永代供養墓「合掌」とは、墓地・永代供養・墓地管理料・墓石費用を一括納付することで、当院が各家墓石の護持管理と埋葬された方々の永代供養をする墓所である。

- 1 条 本規程は、当院の永代供養墓「合掌」（以下施設）について定めたものです。
- 2 条 本施設は、埋葬（本規定では遺骨又は墓土を施設に埋めることをいいます）及び供養や礼拝の為の墓所です。
- 3 条 土葬はできません。埋葬の際には市区町村長発行の埋火葬許可証明書、改葬の際には改葬許可証を当院へ提出してください。
- 4 条 施設の使用を希望の方は、指定の申請書に所要事項を記入し当院へ提出してください。
- 5 条 お支払いの際は、当院指定口座に払い込み料を添えてお振込ください。
- 6 条 払込代金受領後に、永代供養之証を郵送いたします。
- 7 条 施設のある野鳥の庭は火気厳禁のため献花での墓参になります。
- 8 条 施設使用者は、本堂や施設を利用し回忌法要等の法事を行う事が出来ます。境内での法要は当院住職が務めます。
- 9 条 施設の使用は祭祀を継承する相続人に承継していただけます。
- 10 条 施設の保全・管理は当院が行いますが、花筒の交換は墓地使用者の負担になります。
- 11 条 震災などで施設倒壊の際には当院が現状復帰に務めますが石材の交換はいたしません。
- 12 条 施設の使用期限は、登録された最終の方を埋葬後30年といたします。使用期限満了時には、墓地使用者に連絡後に施設の使用を終了し、遺骨と地蔵尊石仏は、境内地に樹木葬として改葬させていただきます。残った遺骨が多い場合は、一部を合祀墓にも改葬させていただきます。施設を無期限に使用希望の方は、別紙申請書に定めた永代管理料をお支払いください。
- 13 条 施設には何名様でも埋葬していただけますが、初期費用には2名様の永代供養料を含みます。2名様を超える埋葬を希望の場合には当院へ申し出てください。その際には別紙申請書に定めた永代供養料をお支払いください。
- 14 条 施設に埋葬された方や永代供養の登録のあった方につきましては、毎年9月に総回向法要を行い永代供養いたします。
- 15 条 施設の利用を放棄する場合は、その旨を当院に届け出ください。但し、放棄された場合には、既納の費用は一切返還いたしません。
- 16 条 著しく近隣の迷惑になるような行為があった場合には、施設の使用を取り消します。
- 17 条 将来墓地埋葬等に関する法律改正等の理由で、本規程も改正することがあります。

以上